

大月書店の最新刊

税込

東京都文京区本郷2-27-16 電話03(3813)4651(代)
メルマガ配信中 www.otsukishoten.co.jp

●教育問題のルーツを探る対談



日本の教育、 どうしてこうなった?

総点検・閉塞30年の教育政策
児美川孝一郎・前川喜平 著 様々な問題が生じている学校・教育の「現在」は、
どう形づくられてきて、どこに向かうのか。教育研究者と元・文部官僚の対話。
46判・1760円

●日本が学ぶべき民主主義のかたち

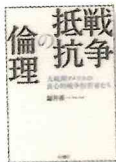


台湾がめざす民主主義

強権中国への対立軸

石田耕一郎(朝日新聞記者) 著 コロナ感染症への迅速な対策、「台湾有事」
回避への柔軟な姿勢——注目が高まる台湾の透明な行政と市民参加、多
様な社会の姿を描く。 46判・1980円
☆猿田佐世さん(新外交イニシアティブ[ND]代表)推薦!

●戦争を拒否する思想と行動



戦争抵抗の倫理

大戦期アメリカの良心的戦争拒否者たち

師井勇一 著 第一次・第二次大戦下のアメリカで、徴兵などの戦争参加を
あくまで拒否した者たちの思想と行動を、膨大な史料から明らかにする。
46判・3520円

●テクノロジーを味方につける実践例と考え方



デジタル・シティズンシップ

プラス やってみよう! 創ろう! 善きデジタル市民への学び
坂本旬・豊福晋平・今度珠美・林一真・平井聡一郎・芳賀高洋・阿部和広・
我妻潤子 著 1人1台端末の実施で、本格的に進みだした ICT 教育。とま
どう学校と保護者のために、具体的な授業例と実践のポイントを紹介する。
A5判・1980円

ISBN978-4-272-79188-0
C0331 ¥1000E

定価 1100円(税10%)
大月書店



9784272791880



1920331010006

季刊 自治と分権

summer 2022

特集 生活保障——国・自治体の責務を問う

季刊

自治と分権

summer
2022

自治労連・地方自治問題研究機構

Jichiroren Institute of Local Government

no.
88

フランスの福祉事務所と生活保護
日本との比較から
安發明子(フランス在住研究者・元横浜市ケースワーカー)
改憲をめぐる争点と
改憲を阻止するための
運動の課題
清水雅彦(日本体育大学教授)

●首長インタビュー

松下玲子さん

(東京都武蔵野市長)



武蔵野市役所前の中央道路

特集 生活保障——国・自治体の責務を問う
健康で文化的な生活とは
憲法25条に基づく国と自治体の責務——河合克義(明治学院大学名誉教授)
国の違法な生活扶助基準の引き下げ
大阪地裁判決の意義とこれからの課題——和田信也(弁護士)
コロナ禍における生活保護と生活困窮者自立支援事業
仲野浩司郎(羽曳野市子ども家庭支援課・大阪公立大学非常勤講師 社会福祉士)
維新版ベージックインカムによる
社会保障の積み木崩し
二宮厚美(神戸大学名誉教授)

no.
88

大月書店

全貌が浮かび上がることになるだろう。それは一言でいえば、垂直的所得再分配の水平型への転換。すなわち戦後福祉国家のもとでの所得再分配構造の大転換である。これを歓迎するのは、富

【注】

- (1) 2012年時点の「維新八策」では、「負の所得税（努力に応じた所得）・ベーシックインカム（最低生活保障）的な考え方を導入」とされ、当時の「橋下維新」がフリードマン的新自由主義の系譜に属することが明示されていたが、現在の維新政治もこれを継承したものである。
- (2) 社会（公的機関）に対して、国民の生存や教育、就労等の保障を義務づけた権利のことを、国家権力から干渉されない権利と

裕層と大企業だけ、少なくとも、大多数の国民は「維新離れ」に向かうだろう。

（にのみや あつみ）

しての自由権と対比して、社会権という。生存権、教育権、労働権、団結権がその代表であるが、現代の福祉国家はこれらに社会権を保障する国家として把握される。

- (3) 先に、維新のいう「現物支給」は、正確には「現物給付」ではないと述べたのは、維新が「現物支給」として扱った介護保険は、「現物給付原則」に立つものではなく、「現金給付方式」の変種だからである。

フランスの福祉事務所と生活保護

——日本との比較から——

安發明子（フランス在住研究者・横浜市ケースワーカー）

フランスのソーシャルワーカー (travailleurs sociaux)⁽¹⁾たちは福祉事務所をどのように運営しているのか、その中で生活保護利用者のサポートはどのようになされているのか。本稿では特にソーシャルワーク (travail social) 実践の背景に顕現している専門職の間で共有されている価値 (valeur partagée) や考え方に着目して紹介したい。

調査対象はパリ市の各区にある福祉事務所 (CASVP Centre d'Action Sociale de la Ville de Paris) である。2020年8月に1つの区の福祉事務所で1カ月間観察実習をおこない専門職同士の会議や利用者との面談に立ち会う参与観察調査と、その後2022年3月にかけて12回福祉事務所と本庁を再訪しソーシャルワーカーへのヒアリング調査を実施した。パリ市に観察実習の依頼をし了解を得ている。なお、県によって運用に違いがあることを明記しておく。

路上エデュケーター⁽²⁾出身の社会学者ヴァンサン・ドゥ＝ゴージュラック (Vincent de Gaulejac) は、路上で若者たちに声をかけ就労支援をする中で、彼らを社会に適合させなければならないのではなく、社会を変え全ての人が自分らしく生きる場所がある世の中を実現することがソーシャルワーカーの役割であると認識するに至ったと講演で述べている⁽³⁾。さらに「個人の悩みの原因は社会的なもので、制度からくるもので、政治からくるもの。ソーシャルワーカーの役割は困難を抱えた人に社会が合わせて変化していくように働きかけること。つまり社会問題を解決すること。個人がそれぞれの歴史の中で自分らしい開花を実現するのを支えること」「子どもが親の世代よりも社会の中で生きやすく、認められると感じて生きられるようにすること」だと言う。

実際にこの考え方はフランスのソーシャルワークの法律にも通じている。

社会福祉家族法 (CASF) 142-1-1

ソーシャルワークは全ての基本的な権利への人々のアクセスを可能にすること、人々の社会への参加を容易にし、市民としての活動を十分におこなうことができるようにすることを目的とする。

ソーシャルワークは個人とグループへのアプローチによって社会を変化させ、発展させ、社会内の人々が団結していくよう貢献する。人々が自分自身のために発言し行動する能力の発展に参加する。

この概念を実現するためにフランスは専門職を配置し、「福祉があるだけでなく相手のもとに届いていることを確認する」役割を専門職に求めている。

ソーシャルワーカーの働き方としても個人的アプローチ（ケースワーク）だけでなく、目の前の現実により合った福祉の形を模索し実現するためのグループへのアプローチ（intervention collective⁽⁴⁾）が職務のもう1つの柱として規定されている。これは、ソーシャルワーカー各々が企画し実行するものだ。例えば今回の調査先では地域のカフェで母子家庭を集めた話し合い

まず誰でもソーシャルワークが受けられるということ

福祉事務所は区役所の中にあるが、まずは総合受付に相談する。総合受付1カ所で全て対応することで、利用者自身が窓口を選ぶ必要がなく、たらい回しを防いでいる。総合受付職員は全

の会や料理教室を定期的で開催しソーシャルワーカー自身も参加してニーズを知り、グループアプローチを支える機関⁽⁵⁾のサポートを得て新しいサービスを生み出す模索をしたり、隔週の夕方観劇やコンサートを一緒に鑑賞しお茶をして語り合う会を開催している。ソーシャルワーカーが利用者のことをよりよく知り、利用者同士が知り合う機会にすることなどが取り組まれていた。このグループアプローチから新しい職種が誕生したり⁽⁶⁾、ボトムアップ、現場発信型福祉を実現する土台の1つになっている。

ての課で1カ月ずつ研修を受けているので半分の相談は受付で解決している。福祉相談など専門チームにつなぐ必要があるときは、チームの担当者につなぐ。窓口やチームではなく「〇〇さん

が来ますのでお待ちください」と個人につなぐことでその間で途切れることを防ぐ。電話が切れてしまったとしても、その担当者から折り返し電話をする。「相談してきた」ということはニーズがあるということなので、そのニーズに応えられるまでリレーする。

次に新規専門のソーシャルワーカーがピアリングを行う。新規専門チームを置いている理由は、継続的に十分訓練を受けており担当者による差異を防ぐためである。ピアリング後に書類を作成し、週1回の会議の際に地区ソーシャルワーカーチームでケース担当者を決める。

ケース担当者は専門性を磨くことが推奨されていて、ソーシャルワーカー資格だけでなく保育士免許も取り乳幼児のいる家庭を得意としていたり、家族仲裁の継続研修を受け夫婦関係の葛藤や離婚手続き中の家族の支援を得意とする人もいる。調査先では18年間、同じ区の福祉事務所でケース担当をしている人もいた。子どものいる家庭の支援を得意としており、その区の子育てに関する資源を知り尽くしていて他のソーシャルワーカーたちに頼りにされていた。専門性の研鑽^{けんさん}を進めることで、チーム内に各分野の専門家をそろえた体制をつくることができる。そし

て上司は難しい面接をリードしたり、難しいケースがあったときにその分野のスペシャリストを会議に呼んで理解を深められるようにしたり、文献を共有しケース会議の最初にその文献について議論する機会を設けたり、チーム力の向上を支える。メンバーが学会参加や同業の全国大会に出る時間を仕事と換算し支援したり、医師に通じる専門職としての意識が見られる。

担当者は相手にとっての優先順位に沿って一緒に解決できるようにしていく。サポートでも支援でもなく、アコンパニユモン（Accompagnement）と言う、「一緒に歩く」という意味だ。行政側が問題と考えることのみに関心を持つのではなく、相手からの相談の解決に取り組む中で「役に立つ」と認識してもらうことができる。

つまり、生活保護が認められて初めてケース担当者につきソーシャルワークを開始するのではなく、福祉事務所、家族手当基金、保健所、職安などでソーシャルワークを開始してから生活保護の手続きをケース担当者が一緒に進める。出会いの最初に相談者に対し「該当するか確認します」ではなく、「わかりました、一緒にいい方法を見つけいきましょう」と言うことができるのだ。

「皆に共通の権利 (droit commun)」が行き届いているか 確認するのはソーシャルワーカーの任務

ケース担当者は「かかりつけ医」のように相談者の困りごとを一緒に解決できるよう取り組み、また、相談者の同居者全員に必要な支援を届けることが役割である。このようにして、生活保護 (RSA⁽⁷⁾) の申請も一緒に手続きし、その経過も継続して把握している。

パリ市では PEPS というソフトウェアを使っているが、相談者が来たらその家族に既に関わっている機関や担当者の一覧が表示されるので連携を開始しやすく、また、受けている手当や金額も表示されるので漏れがないか一目で確認することができる。

ソーシャルワーカーがついたのち以下2カ所で受給に関する手続きがされる。(パリ)

1. EPI Espace Parisien d'Insertion (生活保護、家族手当基金等、全国共通の権利について)
2. CASVP 福祉事務所の事務部門 (パリ市独自で用意している手当について)

担当ソーシャルワーカーが「受けられるべき権利を受けているかをチェックする」ため、漏れることはない。そして、利用者が逐一情報収集したり、受けるかどうか躊躇する必要もない。2022年4月におこなわれた大統領選でのマクロン氏の掲げた政策は「市民が一切手続きをおこなわずとも自動で生活保護や家族手当など振込手続きがされることで漏れをなくす」というものであった。これまでも既に、日本の生活保護対策全国会議 (2011) によると、日本の捕捉率が15~18%であるのに対し、フランスは92%と高率である。

健康保険の家族部門である家族手当基金 (CAF Caisse d'Allocation Familiale) が福祉に関するお金の金庫の役割を果たしており、生活保護も、家族手当も、年金も担当している。一度手続きすると収入の増減も自動で反映される。

生活保護は単身7万8800円 (575.52 euro。他に住宅等手当が加えられる。2022年6月1euro=137円計算) だが、障害、傷病、高齢者はより高い手当を受給するので生活保護の対象とならない。ガン治療など現時点で就労できない場合は障害傷病手当12万6000円 (920

経済的支援

住宅補助 Aides au logement	588万4000家庭	住居と収入による
失業保険 (失業率8.1%)	536万8200人	解雇前24ヶ月の収入による
活動奨励金 prime d'activité	445万家庭	次の表参照
生活保護 (25~64歳)	195万家庭	単身7万8800円
失業保険受給期間終了後収入15万以下の場合 (ASS)	30万7000人	7万円 (516.30euro)
職業訓練・就職活動中の若者向け手当 Garantie Jeunes	12万3200人	6万8000円 (497.50euro)
障害傷病手当 (AAH)	121万5400人	12万6000円
高齢基礎年金 (ASPA)	74万6000人	19万5000円

euro AAH Allocations aux adultes handicapées)、65歳からは高齢基礎年金19万5000円 (1423euro ASPA Allocation de solidarité aux personnes âgées) が年金加入期間に関わらず出る。老後の蓄えという言葉もなく、生活の中で障害や病気や高齢をリスクと感じ「何かあったらどうしよう」という不安が比較的少ないといえることができる。

障害者用の作業所や一般企業の障害者採用の賃金も一般より低いとはいえ、調査先では手当と合わせると最低賃金を超え、自分の住みたいアパートを選んだり転職をしたり、家具にこだわったりといった暮らしをする障害者がいた。

最低賃金 (SMIC) は手取り17万3853円 (1269euro) であり、日本の全国平均930円をフランスの就労条件である週35時間×4週で計算すると13万200円であるため、フランスの方が最

低賃金は高水準である。OECDの2021年の統計によると価格水準指数 (Price Level Indices, PLI) はOECD平均 (100) に比べ日本 (103)、フランス (98) と日本の方がやや物価が高い (https://data.oecd.org/price/price-level-indices.htm?fbclid=IwAR1laliDeAS2x_OvrbG5Vq5A2BntSOxwmEo-AVzqitDefUq0DXDIbzDS3yg)。

経済的支援の種類はさまざま存在する。担当者が該当する権利の手続きをするので個人でいちいち問い合わせる必要はない。上の表は全国共通の制度で、その他に各県の制度がある。なお、フランスの人口は6739万人である。

収入が低い場合の手当である活動奨励金プリム・ダクティビテ (Prime d'activité) は少額でも稼ぐことができれば生活保護7万8800円より収入が増える計算である。

つまり、生活保護か否かの落差があ

プリム・ダクティビテ（活動奨励金）

最低賃金に対する月収	活動奨励金+住宅手当	合計額
1/3 406ユーロ=5万5600円	314ユーロ=4万3000円	9万8600円
1/2 609ユーロ=8万3400円	396ユーロ=5万4200円	13万8500円
3/4 914ユーロ=12万5200円	317ユーロ=4万3400円	16万8600円
×1 1269ユーロ=17万3800円	239ユーロ=3万2700円	20万6500円
×1.4 1584ユーロ=21万7000円	49ユーロ=6700円	22万3700円
×1.5 1828ユーロ=25万4000円	—	

るのではなくならかな仕組みとなっている。学生時代に親元から自立シェアパートを借りるとき住宅手当を受け取るなど若いうちから一般的に家族手当基金とはやりとりがあり、他にも若者向け職業紹介所（Mission Locale）などソーシャルワーカーに接する機会が多くある。ソーシャルワーカーは困ったときにのみ出会う人ではなく人生のさまざまなタイミングで関わる存在なのだ。例えば外国人用滞在ビザの更新の際にもフルタイム就労をしていない人には担当ソーシャルワーカーがつけられることがある。

ちなみに高齢基礎年金で暮らす高齢

**ソーシャルワーカーは家族ケアマネのような役割を果たす
コーディネーター**

生活保護を受けている人のソーシャルワークはその人の抱える問題解決をいちばん得意とする機関がおこなう。パリ市の場合は家族がいる場合や問題が複雑な場合は福祉事務所、離婚や死

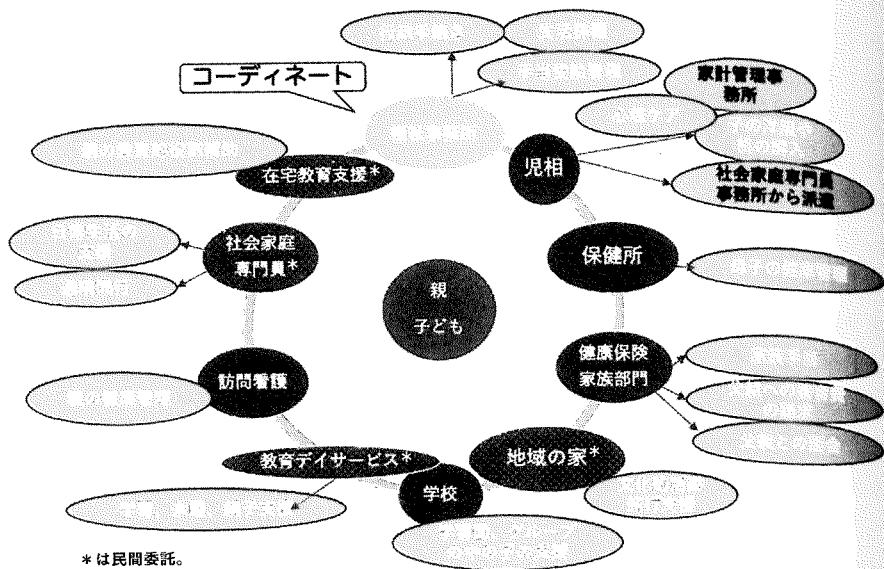
者は高齢者人口の5.3%のみであり、受給者の割合は減る一方である。年金については手続きせずとも担当機関から10代のアルバイトも含め全ての記録が送られてきて、確認するよう求められる。1日のアルバイトであったとしても、正規雇用となり社会保険料の支払いが必要なので、記録に加えられる。1万円の手取り給料契約だとしたら、社会保険料差し引き前の額が契約書に記載され、さらに自己負担の社会保険料を上回る額を雇用主は「雇用者分の社会保険料」として負担しないといけなないので、雇用主にとっては1万円の1.5倍近くの支出になる。

別居後など家族のケアや養育費の整理など必要な場合は家族手当基金、単身者で健康問題もなく就労可能な場合は職安（pôle emploi）が担当する。福祉事務所では6～7人のチームで

ケースを担当することによって、決定事項はチームでの決定として伝え、担当ソーシャルワーカーは支援者に徹することができるようにしている。チームを構成している専門職はソーシャルワーカーと心理士、家庭経済ソーシャルワーカー⁽⁸⁾である。ケースの抱える問題が複雑だったり家族構成が多い場合は2人で担当し、コミュニケーションが難しいケースは係長が面接や電話を担当する。係長から部下が学ぶ機会になっている。福祉事務所のソーシャルワーカーは SSP（service sociale de proximité）と呼ばれる。地区ソーシャルワーカーのような名称だが、以前は同じ SSP でも最後が polyvalent、「複数機能の、多目的の」という名称だった。どんな相談にも対応する仕事内容をよく表している。ソーシャルワーカーは「福祉はワーカー個人がするものではない。編み物のように家族の周りにサポートを編んでいく」と話す。**【事例】**福祉事務所ソーシャルワーカー（SSP）がしたこと
イムジ家（仮名）
発端：母親が来所「家賃が払えない」
両親と子ども2人の世帯
○ケースワークを始めてわかったこと：
・父親は不在がちで収入をあてにできない→父親と連絡がつかないまま3人

に生活保護開始
・母親に自覚はないが、うつ傾向
・頻繁に状況確認したほうがいいのか
3カ月ごとに契約更新。契約書に書いたこと：
・家計の把握と整理→母：担当チームの家庭経済ソーシャルワーカーと1カ月以内に面談
・健康状態改善→母：担当チームの心理士と1カ月以内に面談
・権利状況の確認→担当ソーシャルワーカーがおこなう
○最初の1カ月に担当ソーシャルワーカーがしたこと：
生活保護以外に以下の手続きが完了（家族手当受給、家族手当基金の家族補助と家賃補助の受給開始、片親家庭家賃手当受給開始、電気ガス予防手当受給、児童相談所より子どもの勉強机代と運動療法士代、家族手当基金より家族旅行代）
○2カ月～半年の間にしたこと：
〔家計面〕住宅に関するソーシャルサポートという専門サービスが月1回家庭訪問→改善しないので、児童保護目的の家計管理支援の司法決定がとられ家賃や給食費が管理される。無料のレストランやスーパーの利用開始、衣服や家電の寄付を受ける。
〔心理面〕家事をする気力がなかったので社会家庭専門員（TISF⁽⁹⁾）、訪問

図1 調査時のエコマップ



*は民間委託。

(出所) 調査をもとに安發作成。

看護師、児童保護分野の心理士がいた。しかし改善せず、状況を鑑み障害傷病認定(AAH)の手続き(12万6000円の手当とヘルパーサービス)が進められることになった。

[子ども]教育サポートデイサービス⁽¹⁰⁾、無料習い事、のちに在宅教育支援⁽¹¹⁾開始。

関わっている機関を図1のように表すことができる。福祉事務所のソーシャルワーカーがつなげているので、もし地域の家から「今週末にいない」という情報があれば対応できるし、突然親が辞める手続きをするようなことが

あったとしても連絡が入る。

障害傷病認定が開始されると、そちらのサービスが中心となり関わるようになるので、エコマップも変化していく。

ソーシャルワーカー実践の特徴は以下のようにまとめられるのではないだろうか。

・担当ソーシャルワーカーが全体の指揮を執り、漏れや途切れることがないように見届ける。

・生活保護がある場合は「契約書」を担当チームと受給者との間で策定し、それぞれが他機関も含めいつまでに何

をするか明記する。契約の3カ月、半年ごとに内容を見直す。そのことで定期的に進んだことや困難の理由を検証する機会にする。

・きっかけは「家賃が払えない」という1つの困りごとでも、専門職が関わり始めることによって支援内容が拡大し、きっかけとなった事柄が解決されても支援が続いている。

・短期間にさまざまなサービスの提案がなされ、失敗する度に新たな方法が提案されている。多くの専門職が親子に関わっている。

・民間機関もパートナーとして積極的につないでいる。この区では福祉サービスを提供している公的私的機関が890あるが、ソフトウェアPEPSで検索するか、その分野に詳しい同僚に聞くか、パリ市の地域コーディネーター⁽¹²⁾に適したものを聞く方法で選ぶ。民間機関の多くは財源の大半が公的な費用もしくはそれと併せて各種財団からの費用で運営されている。

・子どもの権利や福祉の確保のために司法が利用され、子ども専門裁判官⁽¹³⁾が保護や予防を目的とし機関と果たす

べき役割について指示を出す。半年か1年おきに裁判をやり直し、状況を確認する。

・生活保護以外にもさまざまな無料給付が存在する。

○収入面では以下となった(PEPSに全て表示される)

イムジ家(仮名)

母子世帯子ども2人(家賃550euro)

生活保護(RSA)696euro(9万5352円)

家族手当(Allocation familiale)140euro

(1万9200円)

家族補助・家賃補助(CAF)320euro

(4万3800円)

片親家庭家賃手当(Logement familles

monoparentales)150euro(2万500円)

電気ガス予防手当(Energie preventive)

122euro(年)/(1万6700円)

=月17万8900円+電気ガスの手当

+家族手当基金から家族旅行代、児童

相談所から勉強机代220euro(3万140

円)、運動療法士代

うつ傾向の母親について障害傷病認定(AAH)の手続きを開始していたので、決定したら生活保護から外れることになる。

届ける福祉「aller vers」

申請主義とは対照的に、専門職が福祉のニーズ把握と実現を任務として遂行している。そして、生活困窮の証拠

を求めるよりも「生活保護がきっかけとなってソーシャルワークできればいい」という考え方がされている。日本

のように生活保護の申請に伴う家庭訪問もないので、イムジ家の場合も夫が不在なのが事実かわからないし、夫の収入額もわからない。日本のように銀行に照会をかける仕組みもないので自己申告に頼る部分は大きい。調査中、「母国にいる母親が手術を受けるため全財産を送って残金がなくなった」という相談者や、「20代の息子が働かないで家にいるので生活保護の手続きをしてくれ」という身なりのいい親もいた。生活保護は個人単位なので、同居しながら息子だけ生活保護を開始することも、同棲しながらという形でも開始することができる。

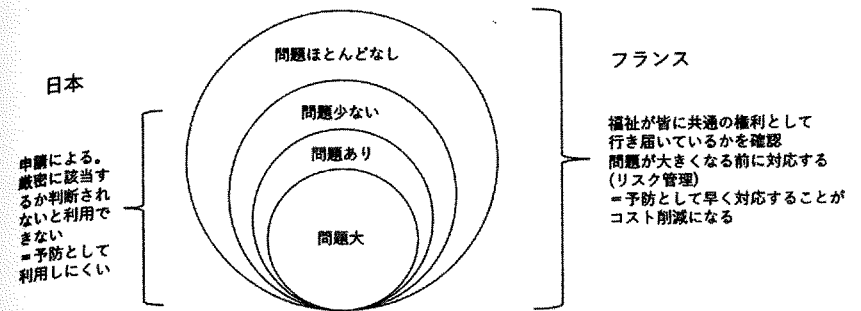
その理由として「お金に困っているということは何かしら思うようにいかなかったことがあるのではないか。それを解決する機会になる」ということと「お金を理由に人間関係が断絶することはリスク」という考え方がある。例えば引きこもりがちの息子の場合、両親が子どもの生活費を賄う状態が続くと関係性が悪化する可能性がある。子どもだけ生活保護を開始し、ソーシャルワーカーをつけることで働かないことについての親子の^{あつれき}軋轢を少なくすることは先々を考えると、リスク回避になると考えられている。

つまり、問題が起きてからの手当てだけでなく、予防、リスク管理としても

福祉を利用している。ソーシャルワーカーによると、最初は「お金がない」「住居が問題」と相談に来て、それが解決してもまた来る。つまり、その背景に何かうまくいっていないことがある。問題を見るのではなく、家族をシステムとして見て包括的に捉えているということもできる。ソーシャルワーカーたちはさらに、社会の中に既に経済的自立に対するプレッシャーは十分あるので、経済的支援は「^{だみん}僭民をつくる」ことにはならないと言う。その人の力が発揮されることを手伝うのが国にとってプラスになると考えられている。「困難を抱えている人がいたとしたらそれは国の責任」というのはフランス革命以来の考え方だ。福祉と教育は国民一人ひとりの力を引き出すために存在している。

ソーシャルワーカーがコーディネート役であることで、適したサービスがすぐに見つからなくても、地域コーディネーターとともに、どこかの機関が対応できるよう頼むなど必ず方法を見つける。例えば食物アレルギーがいくつもあり、行動問題もある子どもを夏休み期間に預かる適した学童保育を探すために何件も電話をして、方法を見つけてくる。引きこもりや家庭内暴力などについても、いい方法が見つからないとき家族が抱えるのではなく、ソ

図2 福祉の範囲



(出所) 調査をもとに安發作成。

ーシャルワーカーのコーディネート力の見せどころなのである。ソーシャルワーカーはいつも「わかりました。探しましょう」と言う。公務員である以前にソーシャルワーカーとして立ち向かっている。

ニーズのある人を探しに行く努力は常にしており、地域の民間団体などから「急に体が悪くなってあまり家から出なくなったお年寄りがいる」と連絡がくることもあるが、新しくできた市営住宅の入り口やスーパーの前で「足元活動 (pied d'immeuble)」と呼び1週間限定の仮設事務所を置き、福祉事務所のソーシャルワーカー、保健所職員、区長などが1日つめて通行人に声をかける企画をすることもある。メ

トロの出口など夕方の人通りの多い時間帯にテーブルを出し「ジュースを飲む会」を開催し、住民たちと話す機会を持つこともある。

コロナによる休校でオンラインで授業をしていたときには、授業に来ていない生徒のリストが路上エドゥケーターに共有され、彼らが家庭訪問しパソコンのセットアップをしたり一緒に授業を受けたりした。その機会にも家庭の様子を把握して福祉事務所のソーシャルワーカーにつなげたり訪問看護につなげたりした。

フランスの福祉は予防として利用することができるようになっており、問題が大きくなるのを回避しようとしている。

権利の範囲を明確にし、国民一人ひとりを強くする

法律がきめ細かく、さらに省や県でもガイドラインを策定しているので、

福祉として対応する範囲が広く格差が少ないようにしている。

1998年の法律において「就労、職業訓練、住居、健康、教育、文化、社会保障、市民権、スポーツ、バカンス、レジャー、交通」を国民の皆が享受することができるとしている。さらに、パリ市もガイドライン⁽¹⁴⁾を策定し、法律より具体的な形で記しているので、福祉事務所で利用者に活動を提案する際の土台となっている。例えば、バカンス前はソーシャルワーカーたちは担当する家庭すべてに連絡をしてバカンスの計画を聞き、準備できていないところには家族手当基金で費用を出す家族旅行や、市で開催する旅行への参加を促す。

ソーシャルワークの目的が法律で「人々が自分自身のために発言し行動する能力の発展に参加する」と定められていることは先に書いたが、「一人ひとりの国民を強くする」という考え方はさまざまな政策に通じるころである。例えば、義務教育を3～16歳とし、学習に遅れがある場合は子どもと親の支援を充実させて16歳の時点ですべての子どもが一定の力を身につけることができるようにしている。職業訓練コースも複数用意している。未成年は移民や難民でも到着した日から保護され翌日から学校に行き同じ権利が与

えられる。コロナ禍も仕事ができない期間は給与の83～100%を国が補償、経営できない企業も補償、キャリアアップ研修費用は1人1年12万円まで国が出した。

生活保護を受けている母子家庭への支援においても「本人が言い出すまで仕事の話はしない」と言う。その理由は「仕事をするかどうかは相手の歴史の中で決まること」であり、「子どもが将来どんな親になるか、そのために今どのような親の姿、生き様を子どもに見せるのが大切か」が会議で検討される。ソーシャルワーカーは「目の前では実を結ばないかもしれない、それでも『これまでよりいい状況になった』ということを繰り返し実現する。親の悩みに一緒に取り組んで、子どもが今日学校から帰ったら昨日より気持ちよく家庭で過ごせるようにする」と話す。現時点での就労よりも先の世代を見据えており、相手の望みがかない、能力が開花することが価値とされている。

生活保護や失業保険を受給する期間も教育や職業訓練や資格取得の機会が多くあり、資格取得のために仕事をしない期間は社会の中で批判の対象とはなっていない。さまざまな無料の専門学校、職業訓練校があるが、それとは別にパリ市では市民講座を300種類用意している。また、パリ市の生活保護

の6人に1人はアーティスト志望で、彼らの中には外国人が多いため、アーティストの経済的自立を専門とするコンサルタントと組んで、仕事につな

るコネの紹介までしている。パリ市のホームページには4年間で2000人のアーティストの経済的自立を支えたと書かれている。

フランスの事例から日本での適用可能性を検討できる点

以下、フランスの事例から日本において検討できる点を挙げる。

- ・市民の生活、子どもの権利について何を保障すべきか明確できまやかな法律とガイドラインの必要性。
- ・福祉事務所の窓口を1つにし、周りの目を気にすることなく、窓口をたらい回されることなく、相談できる工夫。市民の来るフロアと勤務フロアを分け、各ソーシャルワーカーが面談の予約を受け付けるオフィスアワーを設ける、電話も窓口が対応することで、勤務時間の効率をあげることの検討。
- ・新規専門ソーシャルワーカーを置くことで、担当による差異を少なくし、専門性を高める工夫の検討。
- ・全ての相談者に希望がある限りソーシャルワーカーを無条件でつける。
- ・生活保護を受けるより前に、誰でもソーシャルワークを受けることができる方法により包括的に支援し、判断する人と支援する人を分ける。「水際作戦」を解消し、公的サービスが選ばれず民間が補ったり、性産業が受け皿になる事態を防ぐ。

- ・チームで決定することで担当者は支援者に徹することができる。攻撃的な人やコミュニケーションが難しい人は上司が対応することで、部下が対応を学ぶ機会にする。
- ・担当チームと利用者との間で「個人計画書」を作成することで、誰がいつまでに何をするのか目的を共有でき、定期的に現状確認できる。誰が何をするか曖昧なまの「見守り」状況が解消される。
- ・担当ソーシャルワーカーがプレスク립ト（処方）する形で民間機関と直接長期にわたり関わることで各ケースに適した機関を選べるようになる。ソーシャルワーカーが自身で判断しつなぐ裁量権が認められていること、民間の情報を統括する部署の必要性。
- ・職員の希望がない限り数年ごとの配置転換を廃止し、専門職が医師のように自身のキャリアとして専門性を高めていける環境づくりと、地域に根ざした福祉の実現。異動を希望制にすると人気がない職場は人が集まらないので業務が適正化される。

・ソーシャルワーカー各自が企画実施するグループ支援をすることで能動的に、より良い福祉を探求し社会に働きかけるソーシャルワークが実現できる。

・ソーシャルワーカー養成の際に現場実習をもとに座学で学ぶ形にすることで専門性を身につけられる養成期間にすることができる。

おわりに

フランスにおいては機会が平等であるように教育や職業訓練や資格取得は誰に対しても機会が開かれており、何歳になっても再度挑戦することができるようになっている。予想しない出来事があっても生活が守られ、リカバリーする機会が用意されている。失敗をすることができ、リスクに自分で備えなくてもいいので挑戦ができる。そして、ソーシャルワーカーはじめ、サポートする人に何度も出会えるようになっている。自分のしたいことの実現に時間をとることができ、資格取得のために仕事をしない期間が認められている。

しかし一方で、教育を受けられ資格が取得できれば望む暮らしが得られるとは限らない現実がある。貧困層から富裕層への移動が難しく、人気のポストは限られており実際に同じ資格があってもチャンスは同じではない。インスタグラムなどで憧れる暮らしと自身

・研究者を多く現場に受け入れ、さまざまな視点にさらされる中で自分たちの仕事を見直す機会を多く持つ。現場と研究と政策をつなぐことを意識し取り組む。

・公務員であっても福祉の発展のために世の中に発信する機会を持てるようにする。

の現実との間に大きな違いを感じている人も多い。例えば、パリ市は特に住宅不足が深刻であるため「他県での市営住宅+生活保護+職業訓練のセット」がよく提案されている。しかし、パリでないと嫌だと拒否する人が多く、また一度受け入れても戻ってきて路上生活や友人宅への居候をしながら支援を求め直す人が後を絶たない。失業率も高いが、仕事の地味な側面を嫌いすぐに仕事を辞めて他を探す若者にもよく出会う。福祉事務所にいると「同じ資格をとっても大企業で雇ってもらえない」「結局コネ社会なんじゃないか」「文化的背景によってチャンスが違うじゃないか」と不満の声ばかりである。

権利の文化が根付いている中で日常を不満と捉える傾向が強い。窓口でよく聞かれる主張は「私は今の暮らしより良い暮らしを得られるべき人間だ(je mérite mieux que ça)」[私が叶える

べき人生を叶えるための方法をこの国は与えていない(Mon pays n'a pas donné moyen, une vie à la hauteur de ce que je peux)」というものである。福祉事務所の職員は「素晴らしい経験や業績があるのに社会面心理面医療面の状況が悪くまだ成功できていない人はたくさんいる。ほんの少しの支えで大きく状況が変わることもあるから包括的な支援体制が必要」と話す一方で、住宅が用意できなかったり医療も待ちがあったり以前に比べ良い福祉ができていないと感じることもあると言う。

「関心があるから調査のため現場に入れてほしい」と伝え、筆者を調査に



パリ市福祉事務所のソーシャルワーカーチームと(左端は筆者)

【注】

(1) ソーシャルワークをする専門職をまとめてtravailleurs sociauxと呼ぶ。「ソーシャルな仕事に就く人たち」という意味である。ソーシャルワーカー資格以外の資格も含む。この論文ではフランスと同じ意味でこの言葉を使っているが、今回の調査先の福祉事

受け入れてくれなかった機関はなく、行くと快くケース会議や面談に立ち会わせてくれ、結果的に筆者が質問するよりも多く、筆者に職員たちが質問してくる。外から見た自分たちの仕事について関心を示し、常に改善の余地について検討している。柔軟で勉強熱心である。

ある日食べるものがないという市民が来所した。その日用意されていた食事は大手冷凍食品会社の弁当を温めたものだった。それを見た30代女性職員は県の部署に電話をかけ「これがフランス人の一般的な食事だと言うのか、失礼だ、恥だ、同じことが起きるのはもう見たくない」と釘を刺していた。フランスのソーシャルワーカーは自らを「ミリタン(militant)」と呼ぶ。「社会的な信念を貫く」という意味だという。ミリタン魂が福祉を育てている。

課題が山積していることはフランスも同じである。それでも本稿が日本の現場にとって1つの刺激になることを願う。

(あわ あきこ)

務所で職員にいちばん多い資格はソーシャルワーカー資格である。

ソーシャルワーカー資格(DEASS Diplôme d'État d'Assistant de Service Social): 国家資格。高校卒業後3年間の養成期間。理論1749時間、研修1820時間、2

年目は個別支援、3年目はグループ支援、毎年新年度開始から1カ月以内に研修先を見つけれないかと在学を継続できない。現場と学校を1週間ごとに行き来して学ぶ。

- (2) エデュケーター資格 (éducateur spécialisé) : 国家資格。3年間の養成課程で理論1450時間、研修2100時間、1年目は児童保護、2年目は障害、3年目は身体的精神的困難を抱えている成人の自立支援を学んでいる。1週間現場実習、1週間座学を繰り返し、現場をもとに学びを深める。
路上エデュケーターは地域に密着する形で事務所を持たず、ティーンエージャーから20代前半の若者とその家族の支援をおこなう。
- (3) Vincent de Gaulejac, « Accompagner sans s'épuiser », Val-de-Marne, 2022年4月15日。
- (4) 連帯保健省によるガイド Haut conseil du Travail Social, 2019, Guide d'appui aux interventions collectives.
- (5) ANTSG Association Nationale pour le Travail social avec des groupes et des interventions sociales collectives.
- (6) 例えば、インターネット上にエデュケーターを配置し、オンラインで助けを求めたりできるようにするネットエデュケーターはある県の家族手当基金が初めて試験的に実施し、国が効果を認め全国的に運用開始した制度である。
- (7) 枠組みは日本の生活保護と差異があるが、日本の生活保護に該当するものはフランスではRSAであるため、ここでは生活保護とする。
- (8) 家庭経済ソーシャルワーカー (CESF Conseiller en Economique Sociale Familiale) : 国家資格。家計のやりくりができるよう支援する。市営住宅から雇用されて滞納者の支援をする場合もある。
- (9) 社会家庭専門員 (TISF Le Technicien de l'Intervention Sociale et Familiale) : 国家資格。2年の養成期間で理論950時間、

【参考文献】

安發明子、2020、「フランスのソーシャルワーカー(1) ソーシャルワーカーはかかりつけ

研修1155時間。家庭支援、家事支援、ソーシャルワークを担うソーシャルワーカーの職種である。子ども家庭分野においては生活リズムを整えることや子どもの年齢に応じたケアや習慣を身につけられることなどを目的とし、要請した機関のソーシャルワーカーと家族とともに計画書を策定し2~3時間を週複数回訪れる。特段問題がなくとも利用できる。

- (10) 教育サポートデイサービス (SAJE Service d'Accueil de Jour Educatif) : 児童保護の予防目的で親子を支援するサービス。学校の代わり、もしくは学校帰りに毎日通い、学習面と教育面のサポートを受ける。週末は親も含めた遠足や家族旅行を実施し、親子関係、家庭内の循環を改善する。ストレスマネジメント、自信や不安、感情の言語化、睡眠の改善などのサポートもおこなう。
- (11) 在宅教育支援(親の同意あり) : AED Aide Educative à Domicile, 司法判断 : AEMO Aide Educative en Milieu Ouvert) : 児童相談所の費用で実施されるサービス。エデュケーターが実施する。パリ市では民間団体が担う。エデュケーターが家庭に通い、親子と日常生活やお出かけなどを共にし、親の教育監督責任遂行の補助をおこなう。
- (12) 地域コーディネーター (Cordinateur sociale de territoire) : パリ市 DST Direction Sociale de territoire に所属する。1人で1つか2つの区を担当し、その区の公的私的資源をつなぎ各機関の連携と問題解決を支える。
- (13) 子ども専門裁判官 (Juge des enfants) : 未成年の刑法と保護を担当する子ども専門裁判所の裁判官。専門の養成を受けてきており、少年院や児童保護施設での研修も経てきている。テレビ出演して児童保護分野の課題を指摘したり、県に保護状況の改善を要請したりすることもある。
- (14) Ville de Paris, 2015, Le pacte parisien - Lutte contre la grande exclusion.

医』『対人援助学マガジン』第42号2020年9月。

改憲をめぐる争点と 改憲を阻止するための運動の課題

清水雅彦 (日本体育大学教授)

昨年(2021年)の衆議院選挙後、憲法審査会では改憲派が改憲に向けて積極的に動いているが、改憲論議の前に憲法改正手続法自体の問題を解決する必要がある。自民党の本命は9条改憲であるが、自民党の9条改憲案は単に自衛隊を明記する「加憲」ではなく、海外で全面的な集団的自衛権行使可能な自衛隊にするという「壊憲」である。このような改憲を阻止するために、全国各地で本気の「労組と市民と野党の共闘」をつくる必要がある。

はじめに

昨年(2021年)の衆議院選挙では、立憲野党の共闘が一定程度実現したものの、自民党だけで絶対安定多数を確保しただけでなく、改憲に前向きな維新の会と国民民主党も議席を増やし、改憲勢力が衆議院で4分の3を占めることになった。今年夏の参議院選挙後、衆議院解散がなければ、2025年まで国政選挙は行われぬ。昨年の衆議院選挙後の憲法審査会では、改憲勢力が積極的な改憲論を展開しているように、今年夏の参議院選挙の結果次第ではいよいよ改憲が現実化することになる。

そこで本稿では、改憲を阻止し、憲法理念の実現を目指していくために、

改憲の問題点と運動の課題を論じたい。具体的には、まず最近の憲法審査会における議論の問題点を確認した上で、憲法審査会で自民党が本格的な議論を目指す4項目改憲案について検討したい。これは2017年5月3日の改憲派の集会で、安倍首相(当時)が「憲法9条1項、2項を残しつつ、自衛隊を明文で書き込む」という考え方を述べたビデオメッセージを出し、これを受けて自民党が2018年3月の自民党大会で、①自衛隊の明記、②緊急事態対応、③合区解消・地方公共団体、④教育充実についての条文案(「条文イメージ(たたき台素案)」)として示したもの